

鈴鹿市制施行80周年記念事業 キックオフイベント実施業務に関する提案募集要項

1 事業の目的及び募集趣旨

鈴鹿市は令和4年12月1日に市制施行80周年を迎えます。これまでの歴史の中で先人が培ってきたモノを継承し、新たな技術や様式を取り入れ、様々な工夫と挑戦によりこの1年を元気に盛り上げ、みんなに愛され選ばれるまちの実現に向けた記念事業を実施します。

周年事業の幕開けとなる、キックオフイベントの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、新たな生活様式やイベントの楽しみ方など、時代とニーズにあった事業として実施します。

なお、イベントの実施にあたっては、豊富なノウハウやリソースを有する民間企業等からの創意工夫を凝らした提案をもとに、民間企業等と行政がともに創出する、『民間提案制度』により提案を募集します。

2 募集テーマ等の概要

(1) 募集テーマ

鈴鹿市制施行80周年記念事業キックオフイベントの実施

(2) 委託業務期間

- ア 企画・調整 委託契約締結日から令和4年3月31日まで
- イ 運営 令和4年4月1日から令和4年4月30日まで

(3) 契約上限額

- ア 企画・調整 2,200千円（消費税額及び地方消費税額含む。）
- イ 運営 1,000千円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※ア及びイについては、1事業者に委託します。

(4) 基本方針

事業の目的を達成するために、以下の「3つの視点」を大切にしています。

- ア 新たなことへの挑戦。
- イ 地域の活性化につながること。
- ウ みんなが楽しめること。

※その他、鈴鹿市制施行80周年記念事業に関しては、別添資料「鈴鹿市制施行80周年記念事業について」を参考にしてください。

3 民間提案制度の概要

民間提案制度とは、行政が主体となり課題を解決する従来の概念や手法にとらわれず、行政サービスに対し、民間事業者等が持つ様々なノウハウに基づく発想やアイデアによる提案を幅広く募集し、行政だけでは解決ができなかった課題の解決や、住民サービスの向上に貢献する提案を選定し、採用された提案者との協議を経て、事業化を図るものです。

また、事業化が決定した際には、提案が採用された者との随意契約を前提としています。

ただし、予算案件等が議会で承認されない等の事由により、本事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

4 事業実施までの流れ

(1) 提案の募集

募集要項の公表をもって、提案の募集を開始します。

(2) 事前相談

民間事業者等が提案内容を検討するに当たり、事前相談（質問）を受け付けるとともに、必要に応じて会場候補地等の確認の機会を設けます。

(3) 提案概要書の受付

民間事業者等からの提案を受け付けます。

(4) 書類審査

提出された書類を基に提案者の参加資格要件等を審査し、要件等を満たす者の提案を有効提案として承認します。

(5) 提案審査（プレゼンテーション）

有効提案と承認された事業については、プレゼンテーション審査を行い、具体的な内容の審査を経て、事業化の対象となる提案を選定し、結果の通知・公表を行います。

事業化の対象となる提案を行った提案者を 優先交渉権者 とします。

(6) 協定の締結

市と優先交渉権者で協定を締結し、事業実施に向けた諸条件について協議します。市は、必要に応じて、予算措置及び議会での承認に向けた準備を並行して行います。

(7) 契約（随意契約）締結

事業化に向けた協議が成立した場合は、事業化を決定し、市と優先交渉権者が契約（随意契約）を締結します。

(8) 事業実施

優先交渉権者は、実施者として提案を履行します。

5 提案募集スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとします。

ただし、受付等については土曜日、日曜日及び祝日は行わない。

項目	日程
募集要項の公表	9月30日(木)
事前相談の申込期間 (事前相談実施日)	9月30日(木)から10月20日(水) (9月30日(木)から10月29日(金))
提案概要書の提出	9月30日(木)から11月8日(月)
書類審査結果通知 提案審査参加通知書の発送	11月15日(月)
提案審査(プレゼンテーション)	11月26日(金)
審査の結果通知書発送	12月9日(木)
協定の締結	12月14日(火)
事業実施に向けた協議 (1か月以内)	12月14日(火)～1月14日(金)(予定)

6 提案内容に係る要件

(1) 提案内容の要件

提案内容は次のすべてに該当するものとします。

- ア 原則として、市に新たな財政負担を生じないもの(契約上限額内)
- イ 行政経営の効率化、または住民サービスの向上のいずれかの効果があること
- ウ 新型コロナウイルス感染症に係る要請及び指導への対応や、感染防止対策が講じられること

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ア 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- イ 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- ウ 法・条例等に違反する事業
- エ 公序良俗に反する事業
- オ 暴力団等の利益になる事業

7 提案者に係る資格要件等

提案者は、次の全ての要件を満たしているものとします。

- (1) 平成30年度～令和3年度鈴鹿市入札参加資格者名簿，業務委託「280201 イベント企画・運営」に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されていること）者であること
※令和4年度～令和7年度入札参加資格更新に向けて，更新の手続きを必ず行ってください。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと
- (3) 市が事務局に参加している団体でないこと。ただし，外郭団体及び外郭団体に類する団体を除く
- (4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- (5) 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- (6) 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする者
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする者

8 提案に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関するすべての書類の作成，提出及び事業化に向けた詳細協議に係る費用（資料の作成，交通費等）は，提案者の負担とします。
- (2) 提出書類の取扱い・著作権等
ア 受付期間終了後の書類の差し替えは原則認めません。
イ 提出された提案概要書等の書類の著作権は提案者に帰属しますが，提案者が事業者となった場合は市に帰属することとします。
ウ 提出された提案概要書等の書類は，理由の如何を問わず返却しません。
エ 提案者の提出書類については，提案審査以外で提案者に無断で使用しません。
オ 提出された提案概要書等の書類は「鈴鹿市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となりますが，情報公開請求があった場合は，個人情報や，公開により法人等の正当な利害を害する恐れがある情報等同条例第7条に定める非

公開情報が記載されている部分を除いて公開します。

(3) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

(4) 提案内容

ア 提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，提案者が負うものとします。

イ 提案者の構成員及び事業実施に際して連携する事業者には，可能な範囲で市内業者を採用するよう努めてください。

(5) 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は，失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 本募集要項に定める手続きを遵守しない場合

(6) 提案の辞退

資料提出後に辞退する場合は，参加辞退届（様式4）を提出することとします。

9 提案の募集方法等

(1) 提出書類の種類

民間提案制度により提案を行う者が提出する書類及び提出部数は次のとおりです。

名称等	書式等	部数
提案概要書	(様式1)	1部
誓約書	(様式2)	1部
類似業務実績	(様式3)	1部

(2) 提出書類の受付

ア 提案者は(1)の提出資料を作成し，受付期間内に事務局に提出することとします。

イ 提出書類の受付期間は，令和3年9月30日から令和3年11月8日までとします（土日祝除く8時30分から17時15分まで）。

ウ 提出方法は，郵送又は持参とします（郵送の場合は必着）。

10 事前相談

提案内容の検討に当たり、事前相談を行います。

(1) 申込方法

電話にて事務局へ申し込みを行ってください。

(2) 受付期間

令和3年9月30日から10月20日までとします。

なお、事前相談の実施期間については、9月30日から10月29日とします（土日祝除く8時30分から17時15分まで。）。

(3) 日程等

日程については、9月30日から10月29日の間で、個別に調整します。

また、1回あたりの相談時間は1時間以内とします。

11 審査

(1) 審査の方法

書類審査により、参加資格等の要件を満たすと承認された提案については、提案審査（プレゼンテーション）を実施し、優先交渉権者を選定します。

ア 書類審査

提出された書類を基に、提案者の参加資格要件等を事務局が審査します。

(ア) 審査基準

次の点に着目して審査します。

- ・ 提案内容が、「1 事業の目的及び募集趣旨」及び「2 募集テーマ等の概要」に沿ったものか
- ・ 提案内容及び提案者は「6 提案内容に係る要件」及び「7 提案者に係る資格要件等」を満たしており、事業遂行に問題ないか

(イ) 審査区分

- ① 承認：提案内容及び提案者が、「(ア) 審査基準」に適合するもの
- ② 不承認：提案内容及び提案者が、「(ア) 審査基準」に適合しないもの

イ 提案審査

書類審査の結果、有効提案として承認された提案については、政策経営部長、総合政策課長、契約検査課長、管財課長が、提案概要書（様式1）を基に提案者が行うプレゼンテーションを受け、総合的に審査を行います。

(ア) 実施方法

非公開で、提案者毎に個別で行います。

(イ) プレゼンテーションの実施者

提案者が自らプレゼンテーションを実施することとします。なお、提案者の出席は3名までとします。

(ウ) 持ち時間

各提案者の持ち時間は、プレゼンテーション30分以内、質疑応答30分以内とします。

(エ) 審査基準

次の点に着目して審査いたします。

- ・基本的な考え方・市制施行80周年事業のキックオフイベントとして相応しいか。民間提案制度の目的や募集要項を踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- ・独自性・・・・・・・・提案内容に独自のアイデア・ノウハウ等が認められるか
- ・公益性・・・・・・・・公益性の向上につながるか（市民サービスの向上，市内経済への波及効果があるか）
- ・経済性・・・・・・・・行政が実施するよりも効率的に実施でき，経費の節減につながるか
- ・法令適合性・・・・・・・・法的な適合性があるか，必要な資格を有しているか
- ・採算性・・・・・・・・収支計画の具体性はあるか
- ・実現性・・・・・・・・事業計画に実現性はあるか

(オ) 審査区分

- ① 採用：協議対象提案として，事業化に向けた協議を行うもの（当該提案の提案者を優先交渉権者とします。）
- ② 不採用：事業化に適さないと判断されたもの，現時点では実現困難なもの，提案が複数あった場合で優先交渉権者とならなかったもの等

(カ) 審査に関する留意事項

提案審査については，オンライン（Web 会議システム等を使用）で実施する場合があります。その場合は，別途協議いたします。

(2) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果の通知

(ア) 書類審査

審査の結果は，応募の締め切りから1週間以内に，審査結果を提案者に通知します。

(イ) 提案審査

審査の結果は，プレゼンテーションの実施から2週間以内に，提案者に対し

文書で通知します。

また、採用された「提案の名称」及び「提案者」については、ホームページで公表します。

なお、選定内容及び審査結果についての問い合わせは受け付けません。

イ その他

審査結果に対する意義は申し立てることができません。

12 協議

(1) 協定の締結

優先交渉権者と市は、審査結果の通知後速やかに、提案内容の事業化に向けて、双方が誠実に協議することについて協定を締結し、協定書（様式5）を作成します。

(2) 事業化に向けた協議

協定締結後、市と優先交渉権者は、提案の事業化に向けた協議を開始します。

ア 協議内容

協議は、原則として優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとします。

事業の詳細な仕様を双方協力しながら定めるほか、事業化のために支障となる課題の抽出や解決方法の検討、契約に向けた様々な取り決め及び必要な手続き等を行います。

イ 費用負担

協議にあたり必要となる資料の作成、交通費等協議に係る費用は優先交渉権者の負担とします。

ウ 協議の期間

協議の期間は、原則として、協定の締結から1か月以内とします。ただし、市が必要と判断した提案については、協議を継続する可能性があります。

エ 協議の成立

協議及び関係者との調整等の結果、双方合意した委託業務仕様書の完成を以て協議成立とします。協議が成立した場合は、優先交渉権者を事業の実施者とします。

オ 協議結果の公表

協議結果は、以下のとおり市のホームページで公表します。

- ① 成立：提案の名称，提案者，事業内容
- ② 不成立：提案の名称，提案者，合意に至らなかった理由

(3) 協議における留意事項

- ・ 本制度は解除条件付きの制度であり、優先交渉権者との協議が成立した場合においても、予算案件等事業実施に必要な事項について議会承認が得られない等の理由により、提案の事業が実施できなくなった場合、本件は事業化されません。
- ・ 上記の場合において、当該事業の実施を妨げた事由が解消したときは、優先交渉権者と市で協議のうえ、事業化を図ります。
- ・ 協議不成立となった場合は、提案内容は事業化されず、協定を解除します。その際、優先交渉権者が協議の過程において負担した費用やリスク等について当市は責任を負いません。
- ・ 事業概要や協議の経過等について、必要に応じて議会等へ報告することがあります。ただし、優先交渉権者の提案に係る具体的内容については知的財産であることを考慮し、公表内容については優先交渉権者に対し事前相談のうえ、報告することとします。

13 契約と事業実施

(1) 契約締結

優先交渉権者と市は、協議成立後、提案事業の実施について契約（随意契約）を締結します。

(2) 契約締結の時期

優先交渉権者と市は、次に定める時点において随意契約を締結します。

ア 予算措置が不要：協議が成立した時

イ 予算措置が必要：予算が成立した時

(3) 事業実施

優先交渉権者は、契約締結後、自身が持つ知識やノウハウを十分に発揮し、市民や社会への説明責任を意識しながら、責任をもって提案内容（当該事業）を履行していただきます。

14 問い合わせ先

本事業の事務局は以下のとおりです。

【事務局】

鈴鹿市 政策経営部 総合政策課 行政サービス改革グループ

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号（市役所本館6階）

電話：059-382-9038

FAX：059-382-9040

E-mail：sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp

提案概要書

鈴鹿市長 様

提案者住所
 商号又は団体名
 代表者氏名
 電話番号

「鈴鹿市制施行80周年記念事業キックオフイベント実施業務に関する提案募集要項」の内容について了承したうえで、以下のとおり提案します。

項目	記入欄
提案の名称	
提案の概要	
提案の事業化に係る 主たる事業所及び 担当者	事業所名 所属 役職 氏名 電話 Eメール

※上記の内容を補足する資料がある場合は添付してください。(任意書式)

※必要に応じて修正して使用してください。

誓約書

鈴鹿市長 様

提案者住所
商号又は団体名
代表者氏名

鈴鹿市制施行80周年記念事業キックオフイベント実施業務に関する提案募集要項（以下「提案募集要項」という。）に基づく提案書の提出にあたり、私は提案募集要項等を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。また、提案に関する提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ない事を誓約します。

なお、万が一誓約内容に相違があった場合は、本提案に係る参加資格を取り消されることについて、異議を申し立てません。

記

提案募集要項に基づく提案書の提出にあたり、提案募集要項の「7 提案者に係る資格要件等」に定める要件を全て満たすこと

以上

類似業務実績

提案者住所
商号又は団体名

提案内容に類似する実績を記入してください。

実施年度	発注者	業務名	業務内容

様式 4

年 月 日

参加辞退届

鈴鹿市長 様

提案者住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付で提案書を提出いたしました，鈴鹿市制施行80周年記念事業キックオフイベント実施業務に関する提案について，参加を辞退いたします。

様式5 ※必要に応じて修正して使用

「〇〇〇〇（提案名）」に関する協定書（案）

鈴鹿市（以下「市」という。）と□□□□（以下「優先交渉権者」という。）民間提案制度における協議対象提案である「〇〇〇〇（提案名）」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 市及び優先交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議する。

（協定の期間）

第2条 協定の期間は、協定締結日から1か月以内とする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、市と優先交渉権者の協議の上、協定の期間を延長できるものとする。

（市の役割）

第3条 市は、本件の検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

2 市は、本件事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

（優先交渉権者の役割）

第4条 優先交渉権者は、使途の連絡調整の窓口を設置する。

2 優先交渉権者は本件の事業化に向けて、必要な調査・検討を行う。

3 優先交渉権者は、事業化に向けた協議に係る費用を負担する。

（秘密の保持）

第5条 優先交渉権者は、本件の協議に際し知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定による秘密の保持は、協定の期間終了後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第6条 優先交渉権者は、この協定により生ずる権利または義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りでない。

（協議の方法）

第7条 協議は、原則として優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と優先交渉権者の協議により定める。

この協定の締結の証しとして、本書2通を作成し、市と優先交渉権者が各自1通を保有する。

令和 年 月 日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則子

優先交渉権者

所在地

団体名

代表者氏名

鈴鹿市制施行80周年記念事業について

1 基本理念

鈴鹿市は令和4年12月1日に市制施行80周年を迎えます。これまでの歴史の中で先人が培ってきたモノを継承し、新たな技術や様式を取り入れ、様々な工夫と挑戦によりこの1年間を元気に盛り上げ、みんなに愛され選ばれるまちの実現に向けた記念事業を実施します。

2 基本方針

基本理念を実現するため次の「3つの視点」を大切にしながら記念事業を展開します。

- (1) 新たなことへの挑戦。
- (2) 地域の活性化につながること。
- (3) みんなが楽しめること。

3 事業期間（周年事業全体の事業期間です。）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 記念事業の構成

(1) 鈴鹿市の主導による事業：

- ① キックオフイベント ⇒ 民間提案制度により実施
(令和4年4月中に実施)
- ② 記念式典（令和4年12月1日）
- ③ みんなで創ろう！レガシー事業 ⇒ 市内の小中学校が実施する事業
- ④ 冠付け事業 ⇒ 市が主催する事業
- ⑤ イベント支援事業 ⇒ 市が補助・助成を行うイベント（実行委員会が主催）のうち、市制施行80周年を祝う取組を行うイベントに対し、その新たな取組に要する経費分を増額して補助・助成。

(2) 市民等の主導による事業：

- ・ 応援（冠付け）事業（市民や企業等から広く募集します。）